



## マレーシアの固定為替相場制

開発経済調査部次長 中井 正敏

先月初め、マレーシアのラフィダ通産相がマレーシア・リングットのリペッグ(re-peg)の可能性を示唆する発言を行った。リングットのリペッグについてはこれまでも幾度となく取り沙汰されたが、そのたびに中央銀行あるいは当局関係者は現在の相場水準が許容範囲内であり固定為替相場制が同国の経済の安定、成長に寄与しているとし、固定為替相場制を維持する姿勢を繰り返してきた。今回もアブドラ首相(兼財務相)は同じようなコメントを発表しているが、一方で固定相場制をいつまでも続けるわけではないとのコメントもだしている。

マレーシアが1ドル=3.8リングットの固定相場制を導入したのは、アジア通貨危機から1年たった1998年9月2日のことである。マレーシアでは当時から為替の実需原則があったが、この規制はオフショア市場におよぶものではなく、規制の及ばない非居住者投機筋が特にシンガポール・オフショア市場でリングットを売り、その結果リングット相場を大きく混乱させていた。このような状況の中で、マレーシアは1998年9月1日、自国通貨を防衛し自国経済を回復させる、あるいは自国経済を回復させ自国通貨を安定させるために、自国通貨の自治権の及ばないオフショア市場を消滅させるという道を選択した。オフショアリングット市場の消滅により為替投機は事実上不可能になり、実需にもとづく為替変動が確保されたにもかかわらずマレーシアは翌2日固定相場制に移行した。

確かに固定相場制はマレーシア企業に好感をもって受け止められている。当局が固定レートを変更しない限り、マレーシア企業は為替リスクから解放され事業活動に専念できる。しかし、同一固定レートを永遠に維持できる保証はたとえ投機を排除しても実態経済に国ごとの差が出る限りありえない。企業はリペッグという為替リスクを常に持たねばならない。もし、リペッグをせざるを得ない状況でリペッグがなされるとすれば、一時に大きな水準調整がなされることになる。マレーシアが固定相場制に移行して4年半が経過した。当初の目的は十分に果たしたように考えられる。リペッグによる一時の大きな水準調整と変動相場制によるなだらかな調整とどちらが経済の安定、成長に好ましいかについては機会があれば検討したいが、リペッグの必要のない段階で固定相場制から変動相場制へ戻すことも一考に価するのではないかと考える。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>